

## 兵庫県立人と自然の博物館内部監査に関する規程

### (設置)

第1条 兵庫県立人と自然の博物館(以下「本館」という。)における研究上の不正の実態(主に資金の使用状況等)を調査するため、本館館長が指名する者で内部監査チームを構成し、本館に置く。

### (内部監査チームの任務)

第2条 内部監査チームは、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 研究上(主に資金の用途・妥当な金額であるか等)の不正の調査を行う
- (2) 内部監査結果を館長に報告する
- (3) 監査で知り得た研究内容が外部に漏洩することのないよう秘密保持する

### (内部監査チームの組織)

第3条 内部監査チームは、館長が任命することとし、特に指定がない場合は次に掲げる班員をもって組織することとする。

- (1) 事務系次長(事務系次長は研究(科研費等)に関する決裁等に監査や調査以外では、一切関与しないこととする)
- (2) 総務課主担当外職員
- (3) その他(館外の者を充てることも可能とする)
  - 2 定員は2~6名までとする。
  - 3 構成員の中で最も役職が高い者を班長として据える。

### (監査内容)

第4条 内部監査は通常監査と特別監査の2種類を年1回必ず行い、対象研究数や資金量によって2回に分けて行うことも可能とする。監査時期は10月までに行う。

- (1) 通常監査は、監査実施年度に研究代表者として交付を受けた補助事業数の概ね10%以上を対象に前年度の研究事業費について、無作為に抽出して行うものとする。監査内容は、執行状況や通帳の確認、物品の業者の偏りや年度末発注の多さ、継続的な一定の人材に対する謝金の支出や出張の実施内容及び回数など書面を中心に行うものとする。
- (2) 特別監査は、通常監査を行う補助事業のうち概ね10%以上を対象に前年度の研究事業費から研究費の規模執行状況を勘案しながら、無作為に抽出して行うものとする。通常監査の内容を踏まえ、書面上の調査のみならず、使用状況や納品の現物確認、事実関係の聞き取り(モニタリング)等を必要に応じて行うものとする。

なお、前年度に管理していた事業が1件の場合には、当該事業を特別監査する。
- 2 内部監査は構成員2名以上をもって行うこととする。
- 3 班長が必要と認めるときは、該当研究員などの出席を求め、その内容を確認することができる。

### (任期)

第5条 前条第2項の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、内部監査チームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

令和3年6月25日改正